

# 令和6年度 保育施設利用について

## 【申込方法】

**書類配布**：各保育施設または多度津町 健康福祉課窓口

\* 令和6年度申込書については、10月2日（月）より配布します。

※ 添付書類は多度津町 HP からダウンロードできます。

**受付場所**：多度津町 健康福祉課

**受付期間**：※ 書類不備の場合は受付できません。

- ・ 土日祝及び年末年始は受付できません。
- ・ 郵送での申込もできますが、郵便事故等により不着の場合は責任を負いません。
- ・ 随時受付はしますが、空きのある場合のみ入所選考となります。

☆ 4月入所希望者

	受付時期
1次受付	令和5年11月1日（水）～令和5年11月20日（月）
2次受付	令和5年11月21日（火）～令和6年2月9日（金）
随時受付	令和6年2月13日（火）以降

☆ 5月以降入所 入所希望月の前々月中（月末が休業日の場合は直前の開庁日）

（例）令和6年9月1日入所希望の場合は、令和6年7月1日～7月31日

**受付時間**：8時30分～17時15分

**必要書類**：① [こども園・保育所等 給付認定申請書 兼 利用申込書]（黄緑色の用紙）  
② [父母それぞれの保育が必要である証明]（同居の祖父母の証明は不要）

## 【保育が必要である証明】

該当事由	書類	備考
就労中・就労予定・職場復帰 （雇用されている方）	就労証明書	母子手帳以外はいずれも、町指定様式で提出してください。
育児休業中		
内職	就労証明書および取引が分かる書類	
自営業	自営業証明書	
出産	母子手帳の出産予定日が書かれたページの写し	
保護者疾病	診断書	
保護者の介護等	診断書	
就学	就学証明書	
求職活動中	求職活動申出書および求職中であることがわかる書類	

\* 定員の都合により、希望の施設に入れない場合もあります。



## 【支給認定について】

保育施設を利用するためには、入所・入園手続と同時に支給認定申請を行い、1号認定または2号認定、3号認定のいずれかを受ける必要があります。

### ○支給認定区分表

対 象	保育を必要としない認定区分		保育を必要とする認定区分	
	満3歳以上の小学校 就学前の子ども	1号認定 (幼稚園・こども園)	教育標準時間	2号認定 (保育所)
満3歳未満の子ども			3号認定 (保育所)	保育標準時間 保育短時間

## 【保育短時間認定と保育標準時間認定について】

就労の場合は、基本的に以下のとおりとなります。

(妊娠・出産、疾病、介護・看護、就学の場合は、保護者の方がいずれか選択してください)

☆ 保育短時間：8：30～16：30（最大8時間） → 就労時間が月48時間以上120時間未満

☆ 保育標準時間：保育所の開所時間（最大11時間） → 就労時間が月120時間以上または  
就労時間帯が短時間認定の時間を超える

※ 保護者の状況などから、希望通りの利用認定時間にならない場合があります。

※ 認定された時間を超過すると、別途利用料が発生します。

## 【利用できる期間および認定時間】

保育事由	保育開始	有効期限	認定時間
就労中である	希望する月		標準時間または短時間
就労先が決まっている 産後・育児休暇から職場復帰	就労開始日の前月初日		標準時間または短時間
妊娠・出産	出産予定日の8週前 の日が属する月の初日		出産予定日の8週後の 翌日が属する月の月末
育児休業前に既に保育施設を 利用し、続けて利用する場合		育児休業終了日が 属する月の月末	短時間
保護者の疾病	診断書の記載内容による	診断書の記載内容による	標準時間または短時間
家族の介護・看護	診断書の記載内容による	診断書の記載内容による	標準時間または短時間
就学	就学開始日の前月初日	在学期間の終了日の月末	標準時間または短時間
求職中		3か月	短時間

入所中に退職など事由変更があった場合は、有効期限および認定時間も変更になる場合があります。



## 【保育料について】

☆ 3～5歳児クラス

全額無料

☆ 0～2歳児クラス ※別紙「多度津町保育料月額表」をご覧ください。

非課税世帯・・・全額無料

課税世帯・・・令和6年4月～8月分は、令和5年度（令和4年中）町民税所得割額を基に算定

令和6年9月～令和7年3月分は、令和6年度（令和5年中）町民税所得割額を基に算定

※ 町外課税者の所得状況については、マイナンバーを利用して照会しますが、マイナンバーの提供を希望されない方は、当該年度の所得課税証明書を添付してください。

※ 0～2歳児の町民税課税世帯の入所児童と同一世帯に小学校就学前のきょうだいがおり、町内保育所以外の幼稚園・保育施設等に在園（籍）している場合、保育料が軽減される可能性がありますので、「在園（籍）証明書」（町様式）をご提出ください。（町内保育所に入所している場合は、本証明書は必要ありません。）

## 【結果通知について】

受付人数が募集人数を上回った場合、保育を必要とする事由等による基本点数、優先利用等による加算点数の総合点数の高い順に利用する施設を決定（利用調整）し、結果通知を郵送します。

※指数表および募集状況は多度津町HPに公開しています。

[令和6年4月入所]

	受付時期	結果通知
1次受付	令和5年11月1日（水）～令和5年11月20日（月）	1月末
2次受付	令和5年11月21日（火）～令和6年2月9日（金）	2月末
随時受付	令和6年2月13日（火）以降	随時

[令和6年5月以降入所]

各月〆切から1週間を目途に結果通知

## 【町内保育施設紹介】

多度津町には、以下の6つの保育施設があります。いずれも、私立の保育施設です。希望する施設を一度見学することを推奨しています。下記の定員は施設全体の利用定員です。

施設名	電話番号	住所	定員	開所時間	延長保育
愛光こども園	32-2602	家中 10-8	135	7時～18時	～19時
白方保育所	32-2079	西白方 532-2	50	7時～18時	～19時
多聞院保育所	33-0711	仲ノ町 2-5	60	7時～18時	～19時
豊原保育所	33-1868	道福寺 581	140	7時10分～18時10分	～19時10分
三井保育所	32-4058	三井 385-1	120	7時～18時	～19時
今治造船 堀江保育所	85-3636	堀江 4丁目 349-5	5	7時30分～18時	～19時

堀江保育所の従業員枠での利用は勤務先にお問合せください。

定員は変更となる場合があります。休日は日曜、祝日、年末年始です。

## 【よくあるご質問】

### ① 児童が多度津町外に住民票がありますが、多度津町内の保育施設を利用することはできますか。

児童及び保護者の両方が多度津町内に住民票が無ければ、利用はできません。ただし、申込まれることは可能です。入所月の前月 20 日までに多度津町へ住民票を異動させてください。期日までに住民票の異動が確認できない場合は、入所を取消すことがあります。

### ② 町外に転出することになりました。多度津町の保育施設はいつまで利用できますか。

転出月の月末まで利用できます。また、転出が分かった際は、すぐに利用保育施設へ申し出てください。

### ③ 月途中からの利用はできますか。

原則月初めからの利用ですが、事由がある場合は途中からの利用も可能です。保育料においては、月初めからでも、途中からでも同額となりますのでご了承ください。

### ④ 保育施設の見学はできますか。

見学できますが、感染症の流行時には制限している場合もありますので、詳しくは保育施設にお問合せください。また、多度津町内の保育施設は全て私立ですので、入所希望の保育施設へ一度見学をされることを推奨しております。

愛光こども園、白方、多聞院、豊原保育所は、子育て支援センターを併設しておりますので、そちらもご利用ください。

### ⑤ 勤務先が変わり認定時間を変更したいのですが。

変更の届出が必要となりますので、認定時間を変更したい月の前月 20 日までに就労証明書を持って、入所している保育施設に申し出てください。

### ⑥ 離婚調停中です。保育料の算定はどうなりますか。また、保育が必要な書類等どうなりますか。

離婚調停中の場合も、父母の税額にて保育料を算定いたします。また、保育が必要であることを証明する書類等も父母それぞれから提出していただきます。なお、配偶者の書類を取得するのが難しい場合は、健康福祉課までご相談ください。

### ⑦ 入所初日から、時間いっぱい預かってもらえますか。

入所日から 1 ヶ月程度は「ならし保育」という 2~3 時間程度からの保育になります。

### ⑧ 入所説明会はありますか。

例年内定者に対し、説明会を実施しております。日時等については、各保育施設へお問合せください。

### ⑨ 税を修正申告しました。保育料は変更になりますか。

変更届を保育施設へ 20 日までに提出してください。税の修正により保育料の算定が変わる場合は、提出の翌月分から変更となります。

### ⑩ 年度途中で 2 歳から 3 歳になりました。保育料は変わりますか。

年度初め（4月1日時点）の年齢を基に保育料を算定しているため、変わりません。

## 【お問い合わせ先】

多度津町栄町三丁目3番95号 多度津町健康福祉課 こども支援係 (Tel 0877-33-1134)